

お気軽に ご相談ください。

民生委員・児童委員、
主任児童委員には、
法に基づく守秘義務があり、
相談内容の秘密は守られます。

参考文献

- ◆パンフレット「あなたのまちの民生委員・児童委員」(平成27年1月)
(全国民生委員児童委員連合会発行)
- ◆リーフレット「こんにちは民生委員・児童委員です。」
(全国民生委員児童委員連合会発行)
- ◆文部科学省・厚生労働省 ホームページ

発行

福島県民生児童委員協議会

〒960-8141 福島市渡利字七社宮111番地
☎024(523)1252 FAX024(523)4477

企画

福島県民生児童委員協議会
主任児童委員活動研究委員会

本パンフレットは、皆様からお寄せいただいた
赤い羽根共同募金が活用されています。



子どもたちの 笑顔のために

主任児童委員が寄り添います





はじめに

主任児童委員は、地域住民の立場に立ち、地域住民との信頼関係のなかで子どもや子育て家庭への支援活動を行う地域のボランティアとして、日々、児童の健全育成の確保を図るため活動しています。

近年、少子化や核家族化に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童虐待をはじめ、いじめや不登校、少年非行、子どもの貧困など、支援を必要とする子どもや家庭をめぐる問題が複雑化・深刻化しています。また、本県においては2011年3月に発生した東日本大震災以降、家族機能が低下している世帯が見受けられるなかで、主任児童委員に対する期待が高まっていますが、「主任児童委員の活動が地域に理解されていない」、「地域の主任児童委員が誰かわからない」等の声も聞かれます。

主任児童委員は、子どもや子育て家庭への支援活動を行っていることから、児童や保護者と関わることは、地域住民に周知を図る観点からも有効であり、また、学校等との連携を図ることが主任児童委員の活動をより効果的にするものと考えられています。

そこで、このたび、主任児童委員の役割やその活動について、ご理解いただくために、本パンフレットを作成いたしました。

ぜひ、本パンフレットを参考に、地域の実情に応じた主任児童委員の積極的な活用、そして、子育て家庭等が必要な時に主任児童委員へ相談できる環境づくりにお役立てくださいますようお願いいたします。

**民生委員
制度は**

**歴史ある
制度です。**

1917年に岡山県で発足した「済世顧問制度」やその翌年に発足した大阪府の「方面委員制度」を源としています。

**厚生労働大臣から
委嘱されています。**

1948年に公布された民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、給与の支給はありません。任期は3年となっています（再任可）。

**民生
委員は**

民生委員・児童委員は、全国共通の制度として、その地域にお住いの方がもなく民生委員・児童委員の相談・支援を受けられるよう厚生労働大臣が定めた基準（一定の世帯数ごと）を踏まえつつ市町村ごとに定数が定められており、全国では約23万人が活動しています。

**本県に
おいては**

**4,840人
(定数)の
民生委員・
児童委員が
活動しています。**

**民生
委員は**

**児童委員を
兼ねています。**

1947年に公布された児童福祉法により、すべての民生委員は児童委員を兼ねています。子どもやその家庭をめぐる様々な課題が深刻化するなか、児童委員であることを意識した積極的な取り組みが期待されています。

**民生委員・
児童委員は**

それぞれの担当の区域において、高齢者や障がい者のある方の安否確認や見守り子どもたちへの声かけも行っています。

**自らも
地域住民の一員です。**

**必要な支援を
受けられるよう
地域の
専門機関との
つなぎ役となっています。**

医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配ごとなど、さまざまな相談に応じます。

**相談内容
に応じて**

民生委員・児童委員とは……？

どんな人が民生委員・児童委員になっているの？

地域住民の方で、その地域の実情をよく知り、福祉活動やボランティア活動などに理解と熱意があるなどの要件を満たす人が、市町村に設置された民生委員推薦会によって都道府県知事に推薦され、都道府県知事は都道府県に設置された地方社会福祉審議会に意見を聞いた後に厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱します。



主任児童委員とは…？

主任児童委員は、

1994年1月、子育てを社会全体で支える「健やかに子どもに産み育てる環境づくり」を進めるために、児童委員活動の一層の推進を図るべく制度化されました。当初は、法律では規定されず、厚生省（当時）の定める設置要綱によって創設されました。

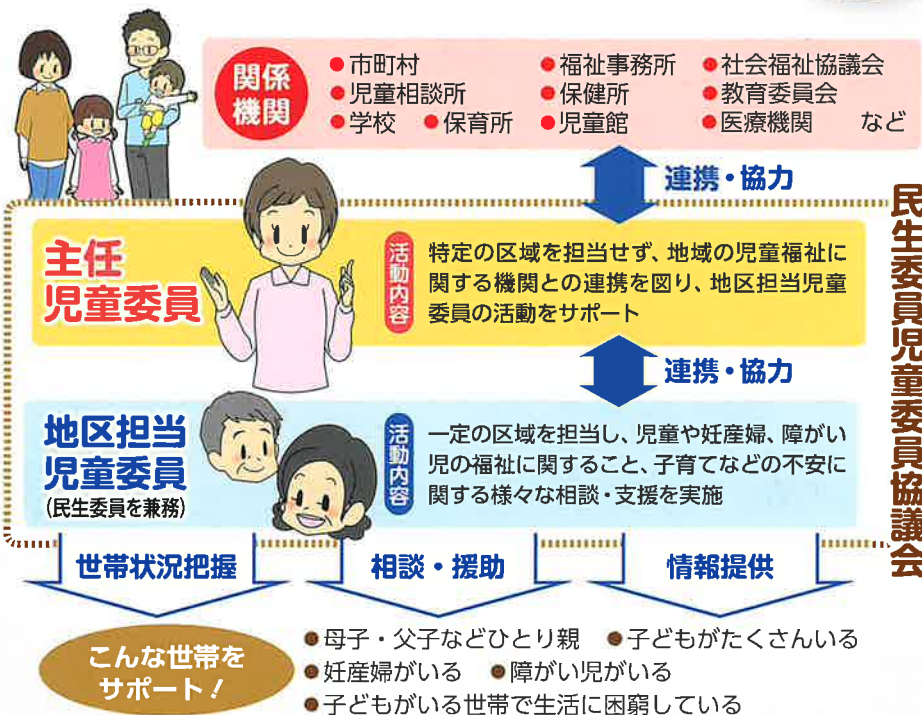
児童委員のうちから厚生労働大臣が指名

2001年、全国民生委員児童委員連合会の要望もあり、その位置づけを明確にするために、児童福祉法第12条第3項（現在は第16条第3項）で、「厚生労働大臣は児童委員（※）のうちから主任児童委員を指名する」と規定されました。（※）児童委員については、2ページをご覧ください。

子どもや子育てに関する支援を担当する児童委員

子どもや子育てに関する支援を専門に担当する児童委員（児童福祉を専門的に担当することから「主任児童委員」と呼ばれる）としてそれぞれの市町村にあって、担当区域をもたず、民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動に取り組んでいます。

全国
約2万1千人
本県
474名
(定数)



児童委員・主任児童委員の活用による家庭教育支援施策の推進について

平成21年3月、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長との連名で、都道府県・指定都市・中核市に対して、民生委員・主任児童委員の積極的な活用による、児童健全育成及び家庭教育支援施策の推進についての通知が発出されています。



児童委員・主任児童委員の積極的な活用による児童健全育成及び家庭教育支援施策の推進について（通知）（抜粋）

近年、少子化や核家族化に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童虐待をはじめ、いじめや不登校、少年非行等、支援を必要とする子どもや家庭をめぐる問題が複雑化・深刻化しています。また、地域社会においても都市化、核家族化にともなう地縁的なつながりの希薄化等により、家庭の教育力の低下が指摘されるなど、社会全体で子育て家庭を支援する必要性が高まっております。

こうした中、住民の立場に立ち、住民との信頼関係の中で子どもや子育て家庭への支援活動を行う地域ボランティアとして活動している児童委員・主任児童委員の必要性は高まっていますが、一方では「児童委員・主任児童委員の活動は地域に理解されていない」等の指摘もなされています。

このため、文部科学省及び厚生労働省としましては、各地方公共団体において、児童福祉部局、教育委員会、家庭教育支援団体、学校等の関係機関が連携を強化し、子どもや子育て家庭への支援活動を積極的に行い、地域の児童健全育成及び家庭教育支援を一層推進していただきたいと考えております。

本通知及び別添資料につきましては、以下のホームページをご覧ください



◆文部科学省ホームページ
http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/1262950.htm

◆厚生労働省ホームページ
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/kosodate/index.html

なお、上記アドレスは平成28年3月1日現在のものです。

本県における主任児童委員による活動を紹介します。

※市町村によって活動が異なります。

01

子育て中の親などが地域で孤立して悩みを抱え込まないよう支援活動をしています。

少子化のこの地域に、子どもが誕生したことを祝い、そして、子どもの健やかな成長を願って、主任児童委員が自宅を訪問し「バースデーカード」を届けています。バースデーカードを届けることをきっかけに、主任児童委員の存在をPRするとともに、その世帯とのつながりをつくり、子育てするなかで孤立しないよう努めています。



「子育ての悩みを話し合う同世代の友達も少なく、子ども同士で遊ばせる場所も少ない」という声をきっかけに、主任児童委員が中心となって子育てサロンづくりに取り組みました。子育ての悩みや不安をもった親同士が気軽にふれ合い、親子で一緒に遊び、心身共にリフレッシュできると好評です。

02

学校の登下校や遊び場で、子どもたちが安心して安全に過ごせるよう、地域で見守り活動をしています。

地域の自治会（町内会）、安全指導員やPTA、警察などと連携しながら、学校の登下校や遊び場で、パトロール活動を実施しています。小さい頃から関わりのある子どもたちが、地域で健やかに成長していく姿を見守っています。

地域の祭りで子ども遊びのコーナーを設けたり、子ども祭りを企画するなどして、世代を超えた交流ができるよう活動しています。昔ながらの遊びを取り入れたり、餅つきするなどして、地域みんなで子どもを見守り育てていくことが出来るよう工夫しています。参加者からは、「地域のみなさんと、別なかたちでふれ合いを感じることができた」と喜んでいただいています。



03

主任児童委員は、学校等と連携・協力しながら活動しています。

ある市では、市内の小・中学校の教頭先生と主任児童委員が一堂に会し、学校と主任児童委員が連携して、より早く詳細な情報収集を行い、適切な支援活動ができるように「学校・主任児童委員連絡協議会」を設立しました。情報共有することで地域の課題が見え、個人の課題ではなく、地域全体の課題としてとらえられるようになってきたそうです。

主任児童委員連絡会にスクールソーシャルワーカーや家庭児童相談員の参加を呼びかけている地域もあります。この連絡会において、「ひきこもりにさせたくない」「高等学校に進学させたい」という意見が出たことをきっかけに、『夏休み期間中における子どもたちの居場所づくりを目的とした事業』と『様々な理由で登校しなくてもできない児童、生徒の学びの保障と生活のリズムの改善を図ることを目的とした事業』が立ち上がりました。



04

いじめ、不登校、児童虐待など、子どもに関わる個別支援活動にも取り組みます。

学校からの情報提供をきっかけに、関係機関による協議を経て、主任児童委員、民生委員・児童委員が協力して、課題が多く見受けられる児童等の世帯に対し、定期的な家庭訪問を行いながら見守り、その状況改善に取り組みました。学校や行政など関係機関と役割分担を決めて、活動をスタートさせたことで、良い方向に向かいました。

学校との定期懇談会のなかで「給食費が未納」、「乳幼児健診が未受診」との情報があり、保健師同行のもと主任児童委員が訪問しました。母親が、学校、行政、地域などに不信感を抱いていたため、母親との信頼関係構築を最優先とし、なるべく友人関係のように寄り添いながら、根気強く訪問し続けました。ある日、母親から「今度、ゆっくりお茶でも飲みながらお話ししましょう」と誘われたことが大きな成果でした。

